

国民年金は、お年寄りになったときや、障害者になったとき、あるいは一家の働き手を亡くしたときに、生活の安定を図ることが目的です。このため、20歳から60歳未満の方は必ず国民年金に加入しなければなりません。

ただし、厚生年金、あるいは共済組合に加入した方は、国民年金に加入したことになります。

国民年金への加入と保険料

●問合せ 住民課 内線358
半田年金事務所 ☎21-2375

■国民年金被保険者の種類

●第1号被保険者

日本国内に住む20歳以上60歳未満の農業・自営業・学生などの方
※保険料は各自が納付

●第2号被保険者

厚生年金保険・共済組合に加入している方
※保険料は勤務先から納付

●第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、年収が130万円未満の方
※第2号被保険者の加入制度が負担のため、保険料の納付はありません

■第1号被保険者の保険料と納付方法

●保険料

月額 16,980円(令和6年度)

●付加保険料

付加保険料を納めると、老齢基礎年金を生涯上乘せすることができます。

月額 400円

●納付方法

①納付書

②口座振替

口座振替で当月分の保険料を当月末に引き落とす
「早割」に申し込むと月額60円割引されます。

③電子納付

国民年金の保険料はパソコンや携帯電話、自宅の電話、ATMを利用した電子納付にも対応しています。ご利用の金融機関へお問い合わせください。

④クレジットカード支払い

年金事務所に申込用紙を提出すると、保険料をクレジットカード支払いにすることができます。
※いずれの納付方法でも半年、1年、2年分などをまとめて納める前納をすると、保険料が割引になります。

保険料の納付が難しいとき

学生納付特例制度をご存じですか？

在学中で本人の所得がない(または一定以下)学生は、申請により在学期間中の保険料を後払いにできます。原則毎年申請が必要です。

■承認期間 4月から翌3月

■必要なもの 学生証(令和6年度有効)または在学証明書、学生証は両面の写し

■基準となる所得の計算式 $128\text{万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38\text{万円} + \text{社会保険料控除等}$